

平成 31 年 4 月 25 日  
消 費 者 庁

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する  
意見募集の結果について（概要）

消費者庁では、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、御意見の趣旨又は理由が不明確なものや、本意見募集の対象となる事項以外の御意見などについては、取り上げておりません。

1. 意見募集期間：平成 30 年 10 月 10 日～同年 11 月 8 日
2. 意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送
3. 寄せられた意見総数：773 件（意見提出の方法により、複数の意見内容を含むものもまとめて 1 件とカウントしている場合があります。）
4. 主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

主な意見の概要	意見に対する考え方
<b>総論</b>	
<p>「遺伝子組換えでない」と表示されていても、入っている可能性があることを知り、驚いた。遺伝子組換え表示は、入っているかないかはっきりすべき。</p> <p>遺伝子組換え農産物が含まれているか否かが容易に分かるようにしてほしい。</p>	<p>今回の改正内容は、任意表示について、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大の観点から、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするというものです。</p> <p>なお、義務表示のルールについて変更はありません。</p>
<p>遺伝子組換え食品の表示基準を下げる事なく、嘘隔たりなく表示をしてほしい。</p>	
<p>遺伝子組換え食品自体に反対だが、せめて表示をしっかりして、選択できるようにだけはしてほしい。せめて現在の表示基準より改悪しないしてほしい。</p>	
<p>海外に比べ緩いと言われている遺伝子組換え表示が更に緩くなるというのは考えられない。</p>	
<p>消費者にとって必要な表示は、分かりやすく正確で正しい表示であるが、現行の遺伝子組換え食品表示制度は、消費者にとってはほとんど役に立たない表示制度であるにもかかわらず、ほぼ現行のままの「改正案」が提示されたことは、残念。</p>	
<p>今より厳しく取り締まり、食品への遺伝子組換えの混入がなくなる改正なら賛成したいが、そうではなく遺伝子組換え農作物の混入規制がこれまでより緩くなってしまうので反対。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」と、適切に分別流通管理を行っている旨を強調する任意表示は、いずれも遺伝子組換え農産物が危険であると消費者に誤認を与えるため、安全性に関し誤認のない表示制度となるよう十分な配慮を要望する。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>遺伝子組換え食品を摂取してもいいものだと国が認めたのであれば、その中身を選ぶための具体的な情報提供をすべき。</p>	
<p>1%でも遺伝子組換え農産物が混入していると「遺伝子組換えでない」と表示できない、とした改正案は米国の多国籍企業の思惑が反映されている。混入率の基準は3%~5%が適切と考えており、今のシステムでは0%の分別は不可能。今一度国民目線で、国民の、子供たちの健康を考える政策に転換すべき。</p>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当とされました。</p> <p>このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行いました。</p>
<p>Non-GMO表示は今やEU、米国でも大きな広がりを見せており、日本の方向は逆に行くものである。</p>	
<p>17年待った遺伝子組み換え食品表示基準の改正は消費者の表示に対する意見を全く無視した改正になってしまった。消費者庁は消費者の権利を保障するための努力をすべき。</p>	
<p>EU、中国、韓国、米国など、国際的に遺伝子組換え表示制度を互換可能なレベルにしておかないと日本食品をブランド化して輸出しようとする際に日本食品が不利になる。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
現状、正確な情報が消費者に分かる状態になっていないにもかかわらず、今より更に分かりにくくする表示はやめてほしい。	10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げるのが適当とされました。 このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行いました。
今回の食品表示基準の一部改正案は、非遺伝子組換え農産物の生産者や食品加工業者に対して背景に罰則をちらつかせて脅しているかのような改正案になっており、農産物生産や食品加工の現実を直視及び反映した、安心と安全を最優先させる法令作りに努力すべき。	
食品の安全基準をわざわざ引き下げて、かつ、消費者が購買選択肢の目安としている遺伝子組換え表示をなくすという行為は理解しがたい。	
食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に反対。	
今回の改正により表示を封じ込め、本当の情報が更に伝わらなくなる。 遺伝子組換え食品をとりたくない私たちにとっては安心できる食の権利を奪うものである。	
このような重大な改悪を国会の審議もなしに、内閣府令だけで勝手に決めるなど、言語道断。	食品表示の具体的ルールについては、食品表示法第4条第1項の規定において、内閣府令で定めることになっています。 なお、今回の改正内容は、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大の観点から、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするというものです。
遺伝子組換えでないことが正確に分かるように、全ての食品に明記をしてほしい。	義務表示対象品目の考え方については、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品を輸入している我が国の状況下においては、従来の制度と同様に、科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があることが示されたことを受け、義務表示の対象となる品目の考え方は、従来の制度を維持し、科学的検証が可能な組換えDNAが残存するものに限定するとの判断をしています。
遺伝子組換え農産物が一切なくなってしまうが、せめて、しっかり表示をして、選択が出来るようにしてほしい。	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示する必要があります。
今回の制度改定の目的が、消費者により分かりやすくなり、そして事業者の実行努力につながるような制度改正となることを望む。	御意見ありがとうございます。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>本案の根拠である「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」及び同検討会の進め方に抗議する。現在の遺伝子組換え表示制度は、遺伝子組換え原料を使っても「遺伝子組換え」と表示する必要がない抜け穴がいくつもあり、問題があるにもかかわらず、義務表示の対象をまったく拡大せず、遺伝子組み換え原料を使っても「遺伝子組換え」と表示する必要のない現行制度がそのまま維持された。また、検討会の終盤になって突然、「遺伝子組換えでない」表示の条件を現行の5%以下から不検出にする案が出され、十分な検証や議論もないまま、報告書に盛り込まれたことは看過できない。油や糖類など、遺伝子組み換え農産物を原料としている食品に「遺伝子組換え」と表示されない現状を放置して、分別生産流通管理によりほとんど遺伝子組換えでない農産物を原料としている食品に「遺伝子組換えでない」と表示できなくすることを「厳格化」と主張するのは、誤った解釈を世の中に広めることになる。</p>	<p>義務表示対象品目の考え方については、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品を輸入している我が国の状況下においては、従来の制度と同様に、科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があることが示されたことを受け、義務表示の対象となる品目の考え方は、従来の制度を維持し、科学的検証が可能な組換えDNAが残存するものに限定するとの判断をしています。</p> <p>今回の改正内容は、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大の観点から、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするというものです。この改正により遺伝子組換え農産物の表示がなくなるわけではありません。</p>
<p>遺伝子組換え食品は環境や健康への影響に懸念があるにもかかわらず、消費者がほとんど選択できない表示制度が続いてきたため、改正を求めてきた。期待した表示制度の改正には程遠いだけでなく、「遺伝子組換えでない」あるいは「遺伝子組換え大豆不使用」などの表示が使えなくなる、後退した制度への変更は反対。</p>	
<p>ほとんどの食品に元々表示されていた遺伝子組換え表示をなくすべきではない。</p>	
<p>遺伝子組換え食品は健康だけでなく環境にも影響があるとされているなか、表示が変わることに関して、再度、よく考えてほしい。</p>	
<p>遺伝子組換えの表示を強化するようで、実際には「遺伝子組換えでない」という表示を消すためのものであるため、強く反対する。</p>	
<p>遺伝子組換えの表示を必ずしてほしい。</p>	
<p>遺伝子組換え食品の安全性は証明されておらず、国民が安心して購入できるよう、遺伝子組換え表示をなくすべきではない。</p>	
<p>遺伝子組換え表示がなくなれば、消費者の選択の権利が失われる。</p>	
<p>遺伝子組換え表示は現在より細かな表示にしてほしいので、表示の省略のような内容については反対。</p>	
<p>遺伝子組換え表示を続ける必要がある。</p>	
<p>基本的に遺伝子組換えには反対ですが、今すぐそれが無理なのであるならば、せめて分かるすべを残してほしい。そのためにも、改正には反対。</p>	
<p>今回遺伝子組換え表示が改正され、どれ程の遺伝子組換え農産物が入っているのか、分からなくなると困る。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>子供が食べるような菓子類には成分表、原材料に遺伝子組換え食品が入っているならば必ず表示すべき。</p>	<p>今回の改正内容は、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大の観点から、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするというものです。この改正により遺伝子組換え農産物の表示がなくなるわけではありません。</p>
<p>表示の厳格化を装い、実際には遺伝子組換え表示をしにくくさせて組み換えのものもそうでないものも見分けがつかなくなる。</p>	
<p>遺伝子組換え表示は消費者の商品選択のために必要な表示であるが、消費者にとっての分かりやすさと安全性に対する正しい理解、及び事業者の負担増との適切なバランスを考慮して進めることが肝要である。消費者、事業者双方の意見を十分聞いたうえで検討を継続してほしい。</p>	
<p>遺伝子組換え表示を利用した食品を食べるかどうかの選択は、その安全性問題とは関係なく、一般の消費者が選択できるよう、できるだけ幅広く、かつ分かりやすく表示するために見直しすることを求める。</p>	
<p>遺伝子組換え表示制度は、消費者の権利と事業者の義務を反映させた表示制度であるべき。</p>	<p>新たな表示制度の施行後は、事業者による取組状況、消費者の購買行動、関係者の新たな制度に対する評価など表示制度の運用実態に関するモニタリング調査を適宜行い、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。</p>
<p>改正案は、義務表示の対象が現行維持のままであり、遺伝子組換え原料を使用しながら、表示されないことを批判し表示拡大を求めてきた消費者の意見や知る権利を尊重しておらず、見直しを求める。</p>	
<p>今回の改正により、「遺伝子組換えでない」旨の言葉の意味が消費者に伝わりやすくなることが期待されるが、一方で「不検出」のレベルまで管理できない、またそれに掛かるコスト負担では採算が取れないと事業者が判断した場合、「遺伝子組換えでない」表示自体がなくなり、消費者は選択の自由を失うことになる。今回の制度改定の目的が消費者により分かりやすくなり、そして事業者の実行努力につながるような制度となるよう、多様な観点での論議を要望する。</p>	
<p>安全基準が審査され、流通しているもの以外の農産物・農産物を原料にした加工品に「遺伝子組換えでない」等の表示は基準の中で禁止すべき。</p>	
<p>設備を設けて飲食させる際の表示義務を除くということは、外食産業においては遺伝子組換え食品の表示義務はないということであり、消費者は外食に際して遺伝子組換え食品を避けることができない。消費者の口に入るものとして平等に、抜け穴を作らず表示義務を課すべき。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>国民の健康と生命に関わる食品表示の制度改正を、たったの10名の委員会のみで決定するのではなく、国会で審議すべき。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度は、食品を摂取する際の安全性を確保するためのものではなく、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とした制度です。</p> <p>「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」は、学識経験者、消費者、事業者といった立場の方に委員に就任いただき、様々な視点から御議論いただきました。本検討会の結果を踏まえた食品表示基準の改正は、食品表示法第4条第2項及び第6項に規定されているとおり、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣への事前協議と消費者委員会への意見聴取を経て行われました。</p>
<p>遺伝子組換え食品の流通の常態化の結果、日本の食料安全保障を揺るがすことにつながるため、改正案は認められない。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度は、安全性審査を経た、国内で流通が認められた遺伝子組換え食品に対する表示制度です。</p>
<p>遺伝子組換え農産物を安全だとは言いきれないと思っているので、企業の儲け優先の表示制度はやめ、もう少し国民を守る事を考えてほしい。</p>	
<p>政府が率先して食品の安全を脅かすような法律の改悪をすべきでない。</p>	
<p>遺伝子組換え食品は環境や健康への影響に懸念があるにもかかわらず、消費者がほとんど選択できない表示制度が続いている。</p>	<p>今回の改正内容は、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大の観点から、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするというものです。</p>
<p>今回の表示基準の一部改正は「遺伝子組換えでない」表示の改正のみであり、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため」に沿ったものとは言えない。</p>	
<p>遺伝子組換え農産物は、その安全性を慎重な検査の末に確認できているからこそ、食品としての流通を認められているにもかかわらず、導入初期の勉強不足な報道陣や妄信的な消費者の情報発信によって、危険な食品であるかのごとく認知されている。しかし、その誤解も長い間の消費活動で杞憂であったことが理解される前に、消費者の意識から薄れ始めているのが実態であるが、義務ではない「遺伝子組換えでない」という表示が巷にあふれている間はその誤解が消えることはない。今回の表示の厳格化によって、その表示を市場から一部の国産原料を使用したものを除き消し去ることができるのは、非常に好ましい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>生鮮食品以外の加工食品は全原材料の表示を義務づけ、遺伝子組換え、キャリーオーバー、使用農薬も公開するように国が企業に指導すべき。</p>	
<p>当該案件は内閣府令でなく、しかるべく食品規制法を作るべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
輸入品であればどの国から輸入しているか、遺伝子組換え食品を使用しているかを必ず表示すべき。	輸入品には、原産国が表示されます。また、義務表示のルールに変更はありませんので、表示対象食品について、遺伝子組換え原料を使用している場合は、遺伝子組換えである旨又は遺伝子組換え不分別である旨の表示がされます。
<b>表示義務対象品目</b>	
検査法の確立に向けた努力を重ね、表示義務対象品目を拡大すべき。	現在は表示義務対象外の品目であっても、今後、再現性のある組換えDNA等の検査法が確立されれば表示義務対象品目に追加することを検討してまいります。
表示制度が導入されてから15年も経っているのにいまだに33品目と表示品目数が増えていないのは行政側の怠慢。	
表示義務対象品目は、表示の正確性が担保できる検査手法が確立されれば品目ごとに義務表示を拡大すべき。	
表示が義務付けられていない油やしょうゆなどについては、事業者にはガイドライン等で、可能な限り表示してほしい。	事業者の自主的な取組に対して必要な支援を行ってまいります。
遺伝子組換え表示がなくなれば、消費者の選択の権利が失われる。 また、現在表示義務のない、油やしょうゆ等について、表示義務を課してほしい。	10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があるとして、科学的検証が可能な組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、従来の制度を維持するとの判断をしています。
「DNA等が検出されないもの」も表示義務対象に加えるべき。	
「義務表示対象品目」は現状維持ではなく、全ての遺伝子組換え食品を義務表示対象にすべき。また、飼料も義務表示対象に加えるべき。	
遺伝子組換え農産物を使用していれば混入率や品目にかかわらず、全て表示すべき。	
全ての遺伝子組み換え食品に表示義務を課すべき。	
EUでは遺伝子組換え農作物を使用した全ての製品に表示が義務付けられており、EUでできることが、日本でもできないはずはないので、全ての食品を義務表示の対象とすべき。	
全ての遺伝子組換え食品が義務表示の対象となるまでは、任意表示は現行のあり方を維持すべき。	
遺伝子組換え農作物を使用しているものは、全て使用を明記すべき。	
遺伝子組換えの表示を義務付けている加工食品が、豆腐や納豆など一部に限定されている現行制度を維持することについて反対である。全ての加工食品に遺伝子組換えの表示を義務付けるべき。	
遺伝子組換え農作物を使用した全ての加工食品を表示対象にすることを要望する。	
飼料を含む全ての遺伝子組換え食品に表示を義務づけるべき。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え農産物を使用していれば品目にかかわらず、全て表示すべき。少なくとも油としょうゆは、工場で原料を検査すれば、科学的検証が可能であり、信頼性の担保は十分。最低限、油としょうゆだけでも、表示義務を課すべき。</p>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品が輸入される我が国の状況下においては、社会的検証だけでは表示の信頼性を十分に担保することが困難であり、引き続き科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があるとして、科学的検証が可能な組換えDNA等が残存する品目に義務表示の対象を限定する従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、従来の制度を維持するとの判断をしています。</p>
<p>遺伝子組換え農産物を使用していれば品目にかかわらず、全て表示すべき。科学的検証のみに頼るのではなく、トレーサビリティ(社会的検証)を根拠とすれば、全ての品目に拡大できる。</p>	
<p>全ての遺伝子組換え食品に表示義務を課すべき。書類審査などの社会的検証だけでは信頼性の担保が不十分であるとの説明は納得できない。</p>	
<p>表示対象製品を全ての食料品及び飼料作物に拡大すべき。</p>	
<p>油やしょうゆ等も義務表示対象とすべき。原料原産地表示や景品表示法等に関わる規制は社会的検証によって運用されており、遺伝子組換え表示において特殊事情があるとは考えられない。</p>	
<p>全ての遺伝子組み換え食品に表示義務を課すべき。現在、組換えDNA等が残存しないとして、義務表示対象外となっている油、しょうゆ、糖類なども、EUや台湾では義務表示対象である。</p>	
<p>組換えDNA等が残存しない加工食品を表示義務の対象としない改正案は適当。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>遺伝子組換え等の表示制度は、科学的判断のもとに、表示の信頼性や事後検証性、実行可能性や国際的整合性等の観点からなされるべきであり、今般、「組み換えられたDNAやこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない油やしょうゆ等の食品については、表示義務の対象外」とする今回の案に賛成。</p>	
<b>表示義務対象原材料</b>	
<p>全ての原材料を表示対象とし、包材面積が小さいものは例外とするよう整理してはどうか。</p>	<p>容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものは、遺伝子組換え食品に関する事項の表示を省略することができます。</p>
<p>表示義務対象原材料を上位3品目まででなく、全ての使用している原材料とすべき。</p>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきか否かについては、消費者への情報提供の観点から、その範囲を拡大すべきとの考え方があるが、事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度を踏まえると、従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、従来の制度を維持するとの判断をしています。</p>
<p>表示対象原材料を「主な原材料の上位3位までのもので、かつ重量に占める割合が5%以上のものであるもの」と限定しているが、EUではそもそもこのような範囲は設定されておらず、かつて「上位5位までのもの」としていた韓国も最近、「全ての原材料」に改正している。他国で可能なことが、日本でできないはずはなく、表示義務対象原材料の範囲はなくすべき。</p>	



主な意見の概要	意見に対する考え方
加工食品における遺伝子組換え表示の対象原材料を「全ての原材料」に拡大することなく、「主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）」に限定している現行規定を維持していることに反対。	10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、表示義務対象原材料の範囲を拡大すべきか否かについては、消費者への情報提供の観点から、その範囲を拡大すべきとの考え方があるが、事業者の実行可能性、表示の見やすさ・優先度を踏まえると、従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、従来の制度を維持するとの判断をしています。
加工食品の遺伝子組換え表示について、遺伝子組換え農産物が重量割合上位4位以下の原材料に用いられている場合や全重量の5%未満の原材料に用いられている場合を含め、遺伝子組換え農産物が原材料に用いられている全ての加工食品に遺伝子組換えの表示義務を課すべき。	御意見として承ります。
原材料以外に遺伝子組換え農産物が使われている場合の表示を義務化すべき。	
表示義務対象食品の範囲を「一定以上の遺伝子組み換え原料を含む食品」とすべき。個別原料で表示規制しているのは主要国で日本だけであり、EUなどと同様、合計で一定以上の遺伝子組換え原材料を含む食品を表示の対象とすることを要望する。	表示義務対象原材料については、事業者の実行可能性のほか、表示の見やすさや優先度等を踏まえると、従来の制度を維持することが適当であるとの遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書を受け、主な原材料を義務対象とする従来の制度を維持することとしています。
原材料に遺伝子組換え農作物が微量でも使われていれば、きちんと表示すべき。	
<b>遺伝子組換えでない表示の混入率</b>	
「遺伝子組換えでない」と表示する際の意図せざる混入率を不検出とするのではなく、EU並の0.9%とすべき。	10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当であるとされました。このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行いました。
「遺伝子組換えでない」の表示条件を不検出とせず、意図せざる混入率に揃えるべき。	
「遺伝子組換えでない」表示ができる条件を検出限界以下に変更せず、輸入原料の実態に合わせて混入率1%以下とすべき。	
「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率も、「遺伝子組換え」表示が免除される混入率も、0.9%以下に引き下げてほしい。	
「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率を「不検出」とする場合にあっては、検出限界値は検査の実行可能性のある0.1%が妥当。	
「遺伝子組換えでない」との表示は、不検出だけでなく、意図せざる混入率が0.9%以下のものにも認めるべき。現実的には意図せざる混入をゼロにすることは極めて困難であり、実質的には「遺伝子組換えでない」との表示ができなくなる。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「遺伝子組換えでない」と表示する際の意図せざる混入率の検討は、全ての加工食品を義務表示の対象とした後に検討すべき。</p> <p>(理由は、以下のいずれか)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「遺伝子組換えでない」と表示される食品が激減し、消費者が選べなくなる。</li> <li>2 分別生産流通管理制度が崩壊する。</li> <li>3 国産農産物であっても「遺伝子組換えでない」と表示できない。</li> <li>4 プレミアム価格の「遺伝子組換えでない」表示の食品と、遺伝子組換え不分別の原料を使用した安価な食品との二極化が進む。</li> </ol>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当であるとされました。</p> <p>このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実上即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行いました。</p>
<p>「遺伝子組換えでない」と表示する際の意図せざる混入率を不検出とすると、事業者が表示しなくなるので、改正すべきではない。それより前に遺伝子組換え農産物を廃止すべき。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」と表示する際の意図せざる混入率を不検出とすると、分別生産流通管理を適切に行なっても「遺伝子組換えでない」表示ができなくなり、事業者が表示しなくなるので、改正すべきではない。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」表示の要件が「不検出」に引き下げられると、分別生産流通管理制度そのものが崩壊するおそれがあり、商取引の現場が混乱し、社会的コストの増大にもつながることが考えられる。したがって、「遺伝子組換えでない」表示の要件を「不検出」ではなく、従来どおりの「5%」、又は引き下げるとしても「3%」までに留めてほしい。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」表示の条件を意図せざる混入率にそろえ、3%以下とすべき。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」表示の条件を意図せざる混入率にそろえ、任意表示でなく義務表示とすべき。</p>	
<p>遺伝子組換えでない表示が認められる混入率を「不検出」でなく、実行可能性のある0.5%程度未満に見直してほしい。</p>	
<p>意図せざる混入を完全に防ぎ、選別・排除できる技術はないという現状を無視すべきではない。現実的には、EU同等の0.9%を限界とした基準での表示が、科学的にも妥当な判断。</p>	
<p>サンプリング誤差を考えると、「組換えでない」ことを担保することは非常に困難。現行にもどすか、「遺伝子組換えでない」の表現を禁止するかにしてほしい。</p>	
<p>意図せざる混入率をEU並みまで引き下げ、その混入率以下を「遺伝子組換えでない」と表示できるようにすべき。</p>	
<p>全ての遺伝子組換え食品が表示義務対象となるまで、任意表示は現状維持とすべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組み換え0%でないと表示ができなくなるのは不可能。</p>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、遺伝子組換え農産物が最大5%混入しているにもかかわらず、「遺伝子組換えでない」表示を可能としていることは誤認を招くとの意見を受け、誤認防止、表示の正確性の担保及び消費者の選択幅の拡大の観点から、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件を従来の制度の「5%以下」から「不検出」に引き下げることが適当であるとされました。</p> <p>このことを踏まえ、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする改正を行いました。</p>
<p>遺伝子組換え農産物が検出されない場合のみ「遺伝子組換えでない」と表示できるということは、事実上、「遺伝子組換えでない」と表示できない事になるので、EU並の表示とすべき。</p>	
<p>消費者ニーズのある「遺伝子組換えでない」農産物を原材料とした食品に任意表示でき、事業者の実行可能性を備え、安定的に輸入するためには、「遺伝子組換えでない」との表示が認められる意図せざる混入率0.1%とすべき。</p>	
<p>分別生産流通管理(IPハンドリング)を行っている原料を使用している食品には「遺伝子組換えでない」表示ができるようにすべき。意図せざる混入率を5%にとどめながら、不検出でなければ「遺伝子組換えでない」表示はできないという考えは不条理。</p>	
<p>分別生産流通管理を適切に行なっても「遺伝子組換えでない」表示ができなくなり、事業者が表示しなくなるので、「遺伝子組換えでない」の表示条件を不検出とせず、意図せざる混入率に揃えるべき。</p>	
<p>混入率5%以下で新設される任意表示については、全ての加工食品を義務表示の対象とした後に検討すべき。</p>	
<p>食品表示基準改定に反対。意図せざる混入率は、遺伝子組換え食品に対して厳しいドイツで0.1%、その他ヨーロッパで0.9%と、0にする事はかなり難しい事だと認識しており、この状況での、改正はとても危険。</p>	<p>分別生産流通管理を行い、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%以下に抑えられているものについては、義務表示は不要です。この点については、従来の制度が維持されています。</p> <p>今回の改正内容は、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨を事実即して表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするものです。</p>
<p>遺伝子組換え農産物が全く入っていないもの(不検出)のみ、「遺伝子組換えでない」、混入率5%以下は「努力をしている」、それ以上は「遺伝子組換えをしている」と表示すべき。</p>	<p>今回の改正内容は、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとしています。</p> <p>なお、義務表示については、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、分別生産流通管理がされた遺伝子組換え農産物である旨の表示と分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え不分別の農産物である旨の表示とは区別すべきとの議論がなされました。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え農産物が全く入っていないもの（不検出）のみ、「遺伝子組換えでない」と表示すべき。また、「混入がないと認められる」場合を明確にすべき。</p> <p>「不検出」と「意図せざる混入率5%」との間の範囲の表示方法については、消費者が理解しやすいものにすべき。</p>	<p>今回の改正内容は、①分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実在即した表示ができることとし、②さらに、遺伝子組換え農産物の混入がない原材料を使用している場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとしています。</p> <p>適切に分別生産流通管理している旨の表示として、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能です。この場合、事業者は、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。</p>
<p>加工食品が現段階の技術で検出ができないのであれば、「遺伝子組換えでない」と表示することを認めることは消費者に誤解を与える。</p>	<p>高度精製品であっても、事実を示す表示であれば、消費者の選択に資するものであるため、それを禁止することは過剰な規制と考えています。</p>
<p>遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であれば、「遺伝子組換えでない」と表示できることを疑問に思っていたが、「遺伝子組換えでない」表示が全くなくなるのであれば、現状の制度の方がよい。</p>	<p>混入が不検出であれば、「遺伝子組換えでない」旨の表示が可能であり、適切に分別流通管理を行っていれば、適切に分別流通管理を行っている旨を表示することが可能です。</p>
<p>遺伝子組換え農産物が混入しないようにとあるが、具体的に何パーセント以下であれば「遺伝子組換えでない」もしくは、「非遺伝子組換え」と表示できるのか不明瞭。</p>	<p>現在策定中の公定検査法において、具体的な判定基準が示されます。検査法が確立したら速やかに公表予定です。</p>
<p>改正案第3条2項に、「遺伝子組換え混入がないと認められる対象農産物を原料とする場合に限り」とあるが、どのような場合、混入がないとするのか数字を入れるなど、明確にするべき。</p>	<p>現在策定中の公定検査法において、具体的な判定基準が示されます。検査法が確立したら速やかに公表する予定です。遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法として、科学的検証以外に有用と考えられるものを補足資料に記載していますので、御参照ください。</p>
<p>消費者が任意表示を見て、分かりやすく選択できるよう、遺伝子組換え農作物を商業栽培されていない国の農産物を原材料とし、流通管理の証明書を保有する食品を「遺伝子組換えでない」と表示できる制度にすべき。</p>	<p>遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法として有用と考えられるものを補足資料に記載していますので、御参照ください。</p>
<p>補足資料の8頁 7 事業者による第三者分析機関における検査の要否2の②について、国産又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものでありとの記載があるが、日本では商業栽培が禁止されているわけではないので誤解を招きかねない書き方。「国産」という文字は削除すべき。</p>	<p>現在、国内で遺伝子組換え農産物の商業栽培はされていませんので、遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の考え方としては問題がないものと考えています。</p>
<p>本改正案が、「遺伝子組換えでない」旨の表示を遺伝子組換え農産物が不検出の場合のみに認め、分別生産流通管理を実施し遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨の事実在即した表示を認めることとした点には、賛成する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>非遺伝子組換え農産物の表示の要件厳格化に賛成。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
「遺伝子組換えでない」という任意表示をするための要件について、厳格化することに賛成。	
「遺伝子組換えでない」という表示は混入ゼロと消費者は考えるので、誤認を与えないために厳格化する改正案に賛成。	
「遺伝子組換えでない」の表示が、組換えDNA不検出の場合のみになったことは高く評価する。	
「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合のみにすべき。	
6月の検討会により、「遺伝子組換えでない」表示の厳格化の方向に向かっていることをうれしく思う。	
遺伝子組換え農産物が全く入っていないもの（不検出）のみ、「遺伝子組換えでない」と表示すべき。	
これまで5%遺伝子組換え農産物が混入していても、遺伝子組換えでないと表示できたルールを、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる不検出の場合に表示できるとすることは賛成である。	
遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示しようとする場合において、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合（不検出）に限り、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」旨の表示に代えて、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を表示することができるとしていること、生鮮食品の場合も同様の制度としていることに賛成する。	御意見ありがとうございます。
今回の改正案が「遺伝子組換えでない」表示の条件を現行制度の混入率「5%以下」から「不検出」へ厳しい条件を示している点は一定の評価ができる。	
混入率5%まで「遺伝子組換えでない」という表示はさすがに幅が広すぎるので、表示の改正には賛成。個人的には、混入率の幅が1%位なら許容範囲。遺伝子組換え食品の安全性に問題があるなら混入基準を厳しくしてほしいが、安全性に問題ないなら、「遺伝子組換えでない」商品の入手しやすさや価格が上がらないようにしてほしい。	
任意表示である「遺伝子組換えでない」という表示をより正確で誤認の無い表示に改めることは評価できる。	
「遺伝子組換えでない」という任意表示をするための要件について、厳格化することに賛成するが消費者に分かりやすい表現にすべき。	御意見ありがとうございます。 遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。
<b>意図せざる混入率</b>	
混入率5%以下のものでは、IPハンドリングがされているものと、されていないものを差別化してほしい。	分別生産流通管理が行われていない原材料を使用した場合には、仮に当該原材料への遺伝子組換え農産物の混入が5%以下であっても、遺伝子組換え不分別である旨の表示が義務付けられています。

主な意見の概要	意見に対する考え方
意図せざる混入率など考える必要はなく、遺伝子組換え農産物が全く入っていないものを「遺伝子組換えでない」、それ以外は、「遺伝子組換え」であると表示すべき。	10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、事業者による原材料の安定的な調達が可能となる可能性、許容率引下げに伴う検査に係る作業コストの増大などの事情を総合的に勘案すると、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、消費者庁において従来の制度を維持するとの判断をしたものです。
改正案の検討にもかかわらず、改正する方向に向かっていない。意図せざる混入率をEUなどに並ぶ1%にすべき。	
「意図せざる混入率5%」を現状維持とせず、せめて、韓国や台湾並みの3%に引き下げるべき。	
意図しない混入割合の許容をEU並の0.9%未満に引き下げることを要望する。	
意図しない混入割合の許容を引き下げることを要望する。	
意図せざる混入率5%は高すぎる。	
意図せざる混入率の5%は、諸外国に比べて高い。日本は技術的な特別な事情があることの説明もなく、これまでの事業者の混入率のデータが示されてもいない。5%から下げられるのか否かについて、納得できる説明をすべき。	
意図せざる混入率の引き下げの可能性について、検討し、可能であればより低いレベルとすべき。	
意図せざる混入率は現行の5%が維持されたが、諸外国に比べても実態からみても高すぎる。EUは0.9%、韓国と台湾は3%であり、意図せざる混入率を引き下げるべき。	
遺伝子組換え農産物を原材料として使っているものには、0.1%以上入っていれば、必ず、表示をすべき。原材料の原材料であっても表示すべき。	
遺伝子組換え農産物を使用していれば混入率にかかわらず、全て表示すべき。	
分別生産流通管理が確認された農産物について、「意図せざる混入」として、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示が免除される要件を、現行の「5%以下」から、早期に3%以下までに限定し、その後、更に0.9%以下までに限定すべき。	
分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる混入があった場合にもなお、分別生産流通管理が確認されたものとみなす制度については、意図せざる混入率を1%未満(少なくとも3%未満)にすべき。	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え農産物を使用していれば混入率にかかわらず、全て表示すべき。 また、遺伝子組換え農産物を使用していない商品には、分かりやすいマークをつけるべき。</p>	<p>10回にわたり消費者、事業者、生産者及び学識経験者の方に各々の立場から御議論いただいた、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、事業者による原材料の安定的な調達が可能となる可能性、許容率引下げに伴う検査に係る作業コストの増大などの事情を総合的に勘案すると、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている従来の制度を維持することが適当であるとされたことを踏まえ、消費者庁において従来の制度を維持するとの判断をしたものです。 また、遺伝子組換えでない旨の表示は任意表示制度であるため、マーク等の貼付は事業者において創意工夫していただきたいと考えています。</p>
<b>表示方法</b>	
<p>意図しない混入についても、「97%以上遺伝子組換えでない」との表示を義務化してほしい。</p>	<p>義務表示については従来の制度を維持するという検討会報告書を踏まえ、改正を行いました。</p>
<p>「遺伝子組換え」について、使用・不使用を明確に表示することを、任意ではなく義務にすべき。</p>	
<p>遺伝子組換え食品でないものを表示してほしい。</p>	
<p>「遺伝子組換え不分別」との表示は安心できないから、「遺伝子組換え使用」と表示すべき。</p>	<p>分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、義務の区分を一括りにすることには慎重になるべきとの「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」の御指摘を受け、従来の制度を維持しています。</p>
<p>「遺伝子組換え不分別」という表現では何割くらい遺伝子組み換えが入っているのか、直感的に分からない。現実にはほとんどが遺伝子組換えだから「遺伝子組換え」に変更すべき。仮に不分別に「遺伝子組換えでない」ものが多少入っていたとしても、消費者がそれで困ることはない。</p>	
<p>「遺伝子組換え不分別」との表示では、どれくらいが遺伝子組換え農産物かがわからない。現実的にはほとんど遺伝子組換え農産物であるため、「遺伝子組換え」に変更すべき。</p>	
<p>「遺伝子組換え不分別」表示を廃止し、「遺伝子組換え」とすべき。</p>	
<p>「遺伝子組換えのもの」と分けて管理していない農作物（遺伝子組換え不分別）は、遺伝子組換え農作物が含まれている可能性が非常に高いので「遺伝子組換え」と表示すべき。</p>	
<p>「遺伝子組換え不分別」という表示では何割が遺伝子組換えでないのか分らない。事実に沿って、「遺伝子組換え食品」であることを明記する必要がある。</p>	
<p>「遺伝子組換え不分別」という表示は、その意味するところが分かりにくく、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を分別していないということは、遺伝子組換え農作物を輸入していると言えるから、「遺伝子組換え不分別」との表示を廃止し、全て「遺伝子組換え」と表示すべき。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「遺伝子組換え不分別」は、実態はほぼ 100% 遺伝子組換え食品であることから、「遺伝子組換えを含む可能性有り」と表示すべき。</p> <p>遺伝子組換え不分別では言いまわしが曖昧すぎるため、「遺伝子組換え使用」への表示変更を希望。</p> <p>消費者にとって分かりにくい「遺伝子組換え不分別」の表示は廃止し、この表示の対象となる農作物を「遺伝子組換え含有」という義務表示にすべき。</p> <p>補足資料に説明文を付すことは有効とあるが、不分別の文言は分かりにくいので、やめるべき。</p>	<p>「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、適切な表示文言があれば Q &amp; A に示す予定です。</p>
<p>「遺伝子組換え不分別」は消費者にとって分かりにくく、枠外に説明書きをするようになっているが、実際のところはほとんど遺伝子組換え農産物が使われているので、消費者に誤認を与えない、分かりやすい説明書きを望む。</p> <p>「遺伝子組換え不分別」は分別していないということから、「遺伝子組換え」である。分かりにくく、誤解を招きやすい「不分別」という文言をやめて、内容が分かる文言（例えば配合割合とか）に変えるべき。</p> <p>「遺伝子組換え不分別」表示は分かりにくい。「遺伝子組換え」又は「97%以上遺伝子組換えでない」等にすべき。</p> <p>義務表示の中に「遺伝子組換え不分別」とあるのは、消費者にとって理解が難しい。分別管理していないのならばその旨を正直に記すべきで、表示は「遺伝子組換え一定の混入」とすべき。</p>	<p>「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、適切な表示文言があれば Q &amp; A に示す予定です。また、「遺伝子組換え不分別」表示をする際、その意味の説明文を付記する事業者の取組が進むよう、事業者への周知・普及を行いたいと考えています。</p>
<p>「遺伝子組換え不分別」の説明として、一括表示外に「遺伝子組換え農産物が含まれる可能性があります」と表示している事業者がいるが、「含まれる可能性があります」という表現は「含まれない可能性もある」、「含まれない可能性のほうが高い」、「仮に含まれていても、割合的には少ない」というニュアンスが感じられるため、真実ではない。虚偽表示として禁止すべき。</p>	<p>受取方には個人差もありますので、表現方法は事業者において工夫していただきたいと考えています。</p>
<p>「遺伝子組換えでない」の表示だけを厳しくするのではなく、使用しているものは「遺伝子組換え使用」という表示をすべき。</p>	<p>遺伝子組換えである旨及び遺伝子組換え不分別である旨の表示は従来の制度を維持しています。</p>
<p>「遺伝子組換えでない」の表示ではなく、意図せざる混入率の割合又は遺伝子組換えの割合を表示するようにしてほしい。</p> <p>「遺伝子組換え原材料の混入 5%以下」が最も誤認率が低く、食品の遺伝子組換え原材料含有について正しく消費者に情報伝達ができる。「分別管理をした」というだけの表示では消費者が入っていないと誤認する割合が 55.5-70.8%と高くなっており、こうした「分別管理した」というだけの表示は適切でなく、任意表示を行う場合の表示例としては「遺伝子組換え原材料の混入 5%以下」を例として活用すべき。</p>	<p>遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能です。この場合、事業者は、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。</p>



主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組換えの混入が検出されるけれども5%以下という場合、「95%以上（あるいは99%以上、など、実現可能な数字）遺伝子組換えでない」または「ほぼ遺伝子組換えでない」のいずれかの表示をすべき。</p>	<p>遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能です。この場合、事業者は、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので、注意が必要です。</p>
<p>遺伝子組換え農産物の混入5%以下のものの表示を、混入率を明示した分かりやすいものにすべき。例えば、「遺伝子組換えの混入5%以下」、「99%以上遺伝子組換えでない」など、混入の割合の表示があると分かりやすい。</p>	
<p>遺伝子組換え農産物を使わないように努力している生産者がどの程度まで努力しているのかが数字として段階的にわかる表示にしてほしい。</p>	
<p>「遺伝子組換えでない」の表示を厳格化することは賛成だが、混入率5%以下のものについて認められる「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。」という表示は、一般の消費者には非常に分かりにくい。「遺伝子組換え原材料の混入防止に努めていますが、5%以下の範囲で混入している可能性があります。」など消費者にとって分かりやすい表示にすべき。</p>	<p>いくつかの例示はQ&amp;Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現は事業者において工夫いただきたいと考えています。</p>
<p>遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下（不検出を除く。）の場合、「95%以上（あるいは99%以上、など、実現可能な数字）遺伝子組換えでない」と表示すべき。</p>	
<p>公定法で不検出のものを「非遺伝子組換え」「遺伝子組換え不検出」、IP ハンドリングされているものを「非組換え95%超」「組換え5%以下」、それ以外を「遺伝子組換え使用」「組換え比率不明」「非組換え比率未確認」としてはどうか。</p>	
<p>「遺伝子組換え農産物が混入」と表現した場合、ハザードのありのものが「混入」したかのようにとらえられる恐れがある。「非遺伝子組換え農産物であって～」などのような表現に出来ないか。</p>	
<p>遺伝子組換えでない（不検出）から意図せざる混入率5%までの間の表示は、「5%以下の遺伝子組換え原材料が混入」とすべき。</p>	
<p>遺伝子組換え農産物の意図せざる混入率5%以下の表示方法を分かりやすくしてほしい。</p>	
<p>消費者のための表示なので、伝わる表現方法を定めてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「遺伝子組換えでないものを分別」の表示について、これらの表示は、消費者には遺伝子組換えなのか、そうでないのかが非常に分かりにくく、かえって遺伝子組換えでないものがあたかも遺伝子組換えであるかのように誤解を招く恐れがあるため、「95%以上遺伝子組換えでない」と表示すべき。</p>	<p>適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示は避けていただきたいと考えています。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」など非遺伝子組換えのもののみを選び分けたように受け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考えています。</p> <p>いくつかの例示はQ&amp;Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現は事業者において工夫いただきたいと考えています。</p>
<p>「分別生産流通管理」に関する消費者への周知・理解を徹底し、浸透したところで改正してほしい。また、「分別生産流通管理が行われた」旨の表示について、消費者や流通事業者にわかりやすい表現を検討してほしい。</p>	<p>「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及に努めたいと考えています。また、いくつかの例示はQ&amp;Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現は事業者において工夫いただきたいと考えています。</p>
<p>「分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換えの混入を防ぐため分別」という表示は、読み取りにくく、意味がわかりにくい。非遺伝子組換え原材料を分別管理していることを積極的に消費者に伝える表示を検討すべき。</p>	<p>「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及に努めたいと考えています。また、いくつかの例示はQ&amp;Aに示す予定ですが、それ以外の具体的な表現は事業者において工夫いただきたいと考えています。</p>
<p>「分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換えの混入を防ぐため分別」との表示例が検討されているが、意味がわからないので。このような表示を使うべきでない。</p>	
<p>現行制度のままでよい。「分別生産流通管理済み」は「遺伝子組換え」の文言が入っていないため、表示だけでは何を分別しているか分からない。</p>	
<p>分別管理した場合の混入率について、「具体的な数字を入れることは注意が必要」との見解が示されているが、「分別」、「不分別」といった、意味が伝わらない表現はやめ、「使用は〇%以下」との明快な表現をすべき。</p>	
<p>意図せざる混入率5%以下であれば、「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。」のような長い表記ではなく、現状のまま、「遺伝子組換えでない」と表示すべき。</p>	<p>遺伝子組換えの混入が最大5%である可能性があるのに「遺伝子組換えでない」と表示できるという制度では、消費者の誤認を招くという指摘を受けて「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」で御議論いただき、その結果を踏まえて、「遺伝子組換えでない」表示の条件を「不検出」とする改正案を提示しています。また、補足資料において、一括表示事項欄に表示する場合の例として、「とうもろこし（分別生産流通管理済み）」、「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」も挙げています。</p>
<p>意図せざる混入率を台湾並みの3%とし、「97%遺伝子組換えでない」又は「遺伝子組換え3%以下」という表示を要望する。</p>	<p>事業者による原材料の安定的な調達が困難となる可能性、許容率引下げに伴う検査に掛かる作業量やコストの増大などの事情を総合的に勘案し、大豆及びとうもろこしについて5%以下の意図せざる混入を認めている従来の制度を維持することが適当であると判断しています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>そもそも「遺伝子組換え」原材料に対する義務表示であることから、「遺伝子組換えでない」の任意表示の撤廃を検討してほしい。</p>	<p>事実を示す表示であれば、消費者の選択に資するものであるため、それを禁止することは過剰な規制と考えています。</p>
<p>表示義務の対象（いわゆる 33 品目）以外の食品（油、しょうゆ等）について「遺伝子組換えでない」の任意表示を認めるのは適当でない。</p>	
<p>遺伝子組換えに近い事実がある場合、「遺伝子組換えでない」という表示は使用すべきではない。</p>	<p>「遺伝子組換えでない」との表示は、遺伝子組換えの混入がないと認められる場合に限りという改正を行いました。</p>
<p>意図せざる混入率が 5%以下の範囲で分別管理を行ってきた商品では、「遺伝子組換えでない」と誤認させることがないように十分に配慮して Q &amp; A 等を作成してほしい。</p>	<p>今回の改正内容は、「遺伝子組換えでない」との表示は、遺伝子組換えの混入がないと認められる場合に限り、遺伝子組換えの混入が 5%以下の原材料には、適正に分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができるというものです。</p>
<p>遺伝子組換え食品の混入が 5%以下なら「遺伝子組換えでない」と表示できますが、5%は遺伝子組換え食品が混ざっていることを多くの消費者が知らないため、「○○%以上遺伝子組換えでない」と表示してほしい。</p>	
<p>遺伝子組換え表示を Non-GMO などと分かりやすく表示してほしい。</p>	<p>食品表示基準上、表示は邦文で行うことになっています。</p>
<p>遺伝子組換え農産物が少しでも入っているものには「遺伝子組換え」、全く入っていないものには「遺伝子組換えでない」と表示をしてほしい。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書を踏まえ、改正を行いました。</p>
<p>今回の改正案の全てに反対。海外産で表示がなければ「遺伝子組換えの可能性あり」とし、不分別＝遺伝子組換え（の可能性あり）と表示すべき。</p>	
<p>遺伝子組換え農産物の混入率は 5%以下でも入っていることには変わらないので表記すべき。</p>	
<p>遺伝子組換え表示制度改正案の概要 1 ページの表示例「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用しています。」の表示が良く、補足資料の 5 の表示方法 3 の例「遺伝子組換えでないものを分別」が不適正な表示となる違いが分からない。例えば「遺伝子組換えでない分別管理したとうもろこしを使用しています。」だと、意図せざる混入が 5%未満なら、適正な表示となるのか。</p>	<p>適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示は避けたいと考えています。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」など非遺伝子組換えのもののみを選び分けたように受け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考えています。</p>
<p>少しでも遺伝子組換え農産物が混入している可能性がある食品に関しては、「混入している可能性アリ」という表示をしてほしい。</p>	<p>事業者による原材料の安定的な調達が可能となる可能性、許容率引下げに伴う検査に掛かる作業量やコストの増大などの事情を総合的に勘案し、大豆及びとうもろこしについて 5%以下の意図せざる混入を認めている従来の制度を維持することが適当であると判断しています。また、「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討して適切な文言があれば Q &amp; A に示す予定です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>分別生産流通管理がされていない場合であっても、実質的に遺伝子組換え農産物の割合が非常に高いときには、遺伝子組換えである旨の表示を義務付けるべき。また、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をする際には遺伝子組換え農産物が含まれる可能性があることを併記させることを義務付けるなどして、消費者が理解しやすい表示とすべき。</p>	<p>分別生産流通管理がされた遺伝子組換え農産物を原料とする場合は「遺伝子組換え」である旨の表示が義務付けられており、分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、不分別とは区別すべきとの議論がなされました。また、「遺伝子組換え不分別」表示をする際、その意味の説明文を付記する事業者の取組が進むよう、事業者への周知・普及を行ってまいります。</p>
<p>全ての遺伝子組換え食品を義務表示の対象とし、「遺伝子組換え不分別」との表示をやめ、少しでも混入があるのであれば、「遺伝子組換え」と表示すべき。</p>	<p>義務表示の考え方については、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」において、大量の原材料や加工食品を輸入している我が国の状況下においては、従来の制度と同様に、科学的検証と社会的検証を組み合わせることによって監視可能性を確保する必要があることが示されたことを受け、義務表示の対象となる品目の考え方は、従来の制度を維持し、科学的検証が可能な組換えDNAが残存するものに限定するとの判断をしています。また、分別生産流通管理の有無も情報の一つとして重要であるため、義務の区分を一括りにすることには慎重になるべきとの「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」の御指摘を受け、従来の制度を維持しています。</p>
<p>分別生産流通管理を行っており、遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下(不検出を除く。)の場合、「分別生産流通管理済み」との表示では、「遺伝子組み換え」の文言が入っていないため、何を分別しているかわからないため不適切。</p>	<p>「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及に努めたいと考えていますが、分別生産流通管理がされた遺伝子組換え農産物を原料とする場合は「遺伝子組換え」である旨の表示がされるので、区別できると考えています。</p>
<p>分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについて、事実即した表示を行うことは当然だが、併せて、消費者に誤認や誤解を招かない分かりやすい表示を目指すべき。そのために事実即した表示を、事実即し、消費者の誤認を招きにくい表示に、修正すべき。</p>	<p>事実即して表示するという事は、誤認が生じないことを当然に包含しています。適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示は避けていただきたいと考えています。</p>
<p>補足資料の5で示されている表示例は、商品の表示可能面積が限られている中では長すぎる。例えば『遺伝子組換え分別管理実施済』など、より短い表示例を多数提示されることを望む。</p>	<p>一括表示事項欄に表示する場合の例として、「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」、「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」も挙げていますので、御確認ください。</p>
<p>分別、分別生産流通管理に代わる消費者に分かりやすい表現を用いることを要望する。</p>	<p>「分別生産流通管理」の意味を含め、制度の周知普及に努めてまいります。</p>
<p>任意表示がある場合、表示されていない場合の意味が一般の消費者には分からないので、全てを義務表示にすべき。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>遺伝子組換え不検出から意図せざる混入率5%までの表示は、「5%以下の遺伝子組換え原材料が混入している」旨を表示するなど、現行の「遺伝子組換えでない」表示と変わらないことを消費者に分かりやすく伝えてほしい。</p>	
<p>遺伝子組換え食品なのか、少しだけ混入しているものなのか、完全Non-GMO認証商品なのか、はっきりと国民がわかるようにしてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>流通業者の努力としての分別流通管理された場合は、それが分かる表示をしてほしい。</p> <p>「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」旨を表示することは、事実であることから反対はしない。</p> <p>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする場合に、当該原材料名の次に括弧を付して、若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、「遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた」旨を表示すること、生鮮食品の場合も同様の制度としていることについて賛成する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
<p>改正案では、「遺伝子組換え不分別表示」は分かりにくいいため、「遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分別していない旨が分かる文言であれば構わない」との指針が出ているが、具体的文言は明示されていない。</p> <p>また、改正案では分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、事実に応じた表示例が提示されているが、短く適切な表示(文言)例についての問合せが多く寄せられることが予想される。</p> <p>ついては、以下の表示例の是非を示してほしい。</p> <p>義務表示(不分別)</p> <p>「分別生産流通未管理」、「分別生産流通管理未実施」、「遺伝子組換え分別生産流通管理未実施」、「非分別生産流通管理」、「遺伝子組換えの可能性有」、「分別管理なし」、「遺伝子組換え混入の可能性あり」、「遺伝子組換え農作物混入率5%以上」、「遺伝子組換え又は遺伝子組換えでないものを使用」、「遺伝子組換え含む」</p> <p>任意表示(不検出～5%未満)</p> <p>「分別生産流通管理」、「分別生産流通管理済み」、「非遺伝子組換え分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換え5%以下」、「分別流通管理あり」、「遺伝子組換え混入の可能性微少」、「遺伝子組換えが5%以下混入している可能性があります」、「遺伝子組換え混入防止済み」、「遺伝子組換え管理済み」、「遺伝子組換えでないものを分別生産流通管理」</p> <p>任意表示(不検出)</p> <p>「遺伝子組換え農作物を含まない」、「遺伝子組換え不検出」</p>	<p>「遺伝子組換え不分別」に代わる文言については、今後事業者や消費者等から幅広く意見を聴取し、実態を反映した分かりやすく誤認を招かないような表示を検討し、適切な表示文言があればQ&amp;Aに示す予定です。</p> <p>適切に分別生産流通管理された旨の表示としては、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示は避ける必要があると考えています。例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」など非遺伝子組換えのもののみを選び分けたように受け取られる表示は消費者の誤認を招くものと考えています。</p>
<p><b>公定検査法</b></p>	
<p>「遺伝子組換えでない表示」を行うに当たっては、不検出の公定検査法が重要になることから、検査コストや再現性等を考慮した、適切な公定検査法を確立してほしい。</p>	<p>現在、再現性のある公定検査法を確立すべく検討を行っています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「遺伝子組換え農産物が不検出の場合には『遺伝子組換えでない』旨の表示を認める」とあるが、不検出の基準を明確にするとともに、「行政が行う科学的検証」の方法について明確に開示するようにしてほしい。</p> <p>「不検出」をどのような公定検査法に基づき判定するのか早期に明確化すべき。</p> <p>検査手法など、行政における科学的検証の詳細を開示して欲しい。</p> <p>まずは新しい科学的検証方法（公定検査法）について、明確にされることを要望する。</p>	<p>現在、遺伝子組換えの混入を確認する検査法を検討中です。現在策定中の公定検査法において、具体的な判定基準が示されます。公定検査法が確立したら速やかに公表する予定です。</p>
<p>公定検査法の不検出のレベルは、IPハンドリングの徹底でクリア可能なレベルに設定してはどうか。</p>	<p>検討している公定検査法は、検出限界を評価した上で判定値を定めることとしています。これは「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」で専門家から御提言いただいている内容です。</p>
<p>公定検査法も確立していない中、不検出という基準を設け制度化することは反対。分析方法の精度、コスト、実行可能性も考慮した上での制度化を望む。</p> <p>現時点では本制度の基盤となる科学的検証方法（公定検査法）やそれに基づく行政での監視等の実現性が見えず、本改正案全体について賛同しかねる。</p> <p>分析方法及び不検出の数値が決まっていない状況で説明会及びパブリックコメントを実施するのはおかしい。</p> <p>公定検査法については、現時点では判断できる情報がない。公定検査法の内容を公表し、各地で説明会を開催後に再度、パブリックコメントを実施すべき。</p> <p>制度運用に影響する公定検査法の内容を示さずに意見募集することは問題であり、公定法公表後に再度意見を提出する機会を設けるべき。</p>	<p>食品表示基準の改正は、法令上の表示の要件を変更するものです。表示が実際に法令上の要件を満たしているかどうかを確認するための検査法とは別個のもので、公定検査法がないことが食品表示基準の改正の検討を妨げるものではありません。</p>
<p>公定検査法については、改定案で想定されているような定性的なものではなく、定量的な測定方法にて実施し、輸入ロットごとに主として輸入業者が検証することを義務付けるような方式を提案する。</p>	<p>遺伝子組換えの混入の有無で「遺伝子組換えでない」表示の可否が決まるので、定性試験が妥当と考えています。また、「遺伝子組換えでない」表示は任意表示ですので、検査を行うかどうかは事業者の判断に任せることとしています。</p>
<p>消費者が任意表示を見て分かりやすく選択できるように、日本を含む遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国の農産物を原材料とし、流通管理の証明書を保有する食品を「遺伝子組換えでない」と表示できるようにしてほしい。</p>	<p>国産品又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品（適切に分別生産流通管理され、遺伝子組換え農産物の混入が5%以下に抑えられた場合を含む。）と混ざらないことを確認しており、その旨が証明されている場合は、「遺伝子組換えでない」との表示をしていただくことも可能であると考えています。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>事業者にとって、検査検体のサンプリング方法や分析方法、検査結果の取扱い等、公定検査法の詳細が提示されないと「遺伝子組換えでない」旨の表示の実行可能性について十分な検討が行えない。本改正の根幹である「遺伝子組換えでない」旨の表示の基準となる公定検査法について早急に詳細を明確化し、提示してほしい。</p>	<p>公定検査法が確立したら速やかに公表する予定で す。</p>
<p>新しい公定検査法が定まらない状況では、消費者の理解が得られるかが分からず、また事業者で具体的な検討を開始することができない。本改正案の肝になる新しい公定検査法について、早期に明確にするよう要望する。</p>	
<p>早急に公定検査法の分析方法と不検出の下限値を開示してほしい。開示が遅れる場合には、平成35年3月31日までの準備期間の見直しを要望する。</p>	
<p>新しい公定検査法が明示されていないため、科学的検証についての行政での監視等の実現性や細かいルール(Q&amp;A)等が見えず、本改正案についての検討・評価が難しい状況にある。全体像を明確にしてから改めて意見募集を行い、施行日等を定めるべき。</p>	<p>食品表示基準の改正は、法令上の表示の要件を変更するものです。表示が実際に法令上の要件を満たしているかどうかを確認するための検査法とは別個のものであるため、公定検査法がないことが食品表示基準の改正の検討を妨げるものではありません。行政の監視については、従来の制度と同じく、社会的検証と科学的検証を組み合わせで行います。詳細は補足資料を御参照ください。</p>
<p>登録検査機関で不検出となれば、「遺伝子組換えでない」との表示ができるようにしてほしい。</p>	<p>「遺伝子組換えでない」と表示するかどうかは事業者の判断です。行政は不適正表示を取り締まるため監視を行います。行政の検査で遺伝子組換え混入が確認された場合は、不適正な表示になります。</p>
<p>不検出の値は、なるべくゼロベースを目指すべき。遺伝子組換えでないを表示しているながら、一定程度含まれるとすれば消費者の優良誤認を招く。公定検査法の案が出た段階で、消費者委員会食品表示部会だけでなく、一般からも意見聴取を行い、その結果に基づいて慎重に検討するべき。</p>	<p>検討している公定検査法は、機器の検出限界を評価した上で判定値を定めることとしています。専門機関において、再現性のある検査法を慎重に検討しています。</p>
<p>内閣府令案別表の「混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認」及び補足資料の「意図せざる混入がないことを確認」、「科学的検証」の記述は具体的に方法が示されておらず、不備がある。「遺伝子組換え原材料の混入を防ぐため分別管理されたとうもろこしを使用」等の表示は消費者には分かりにくく、紛らわしい。現行の5%限度は緩すぎると考えるが、例えば1%又は0.9%を限度として、許容限度を具体的に定めることを要望する。</p>	<p>必要な条文解釈は通知で示す予定です。また、遺伝子組換えの混入がないことを確認する検査法は現在検討をしているところです。義務免除の基準としての意図せざる混入5%については、事業者による原材料の安定的な調達に困難となる可能性、許容率引下げに伴う検査に係る作業コストの増大などの事情を総合的に勘案して、従来の制度を維持することが適当であるとの遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書を基に判断しています。</p>
<p>分析方法や不検出の数字はいつごろ発表されるのか。遺伝子組換え表示の施行日が決定しているため、分析方法や不検出の数値も納期を設けて対応してほしい。</p>	<p>少なくとも平成31年度一杯は検討に時間を要する見込みです。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>補足資料の7について第2項の「遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法」について①及び②の「証明されていること」とは具体的どのような要件を満たしていれば良いか明確でない。③で示されている「分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている」と同等の証明書による管理で良いのか、又、この「証明書」とは(財)食品産業センター及び消費者庁作成の流通マニュアルに準拠したもので良いのか明示してほしい。</p>	<p>証明方法(書面、電子媒体等)は限定しませんが、遺伝子組換えの混入がない合理的根拠として説明できるものでなければなりません。</p>
<b>監視</b>	
<p>遺伝子組換え表示制度を担保するため、監視をしっかりと行うべき。</p>	<p>遺伝子組換え食品の表示制度の運用に当たっては、国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が、科学的検証と社会的検証を組み合わせ、効果的かつ効率的な監視に努めることとしています。</p>
<p>行政が行う科学的検証において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき、指示、命令、罰則等、所要の措置を講じることとなっている。遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合、同じロットの原材料農産物を再調査することはできないので、他ロットの原材料農産物を調べることになるが、当該ロットで検出されなかった場合には、「直ちに表示の是正(表示の修正・商品の撤去)」及び「事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイト上の掲示、店舗内の告知等の方法により、速やかに情報提供」する必要がない旨を、Q&amp;A等に明記することを要望する。</p>	<p>遺伝子組換え表示の監視については、これまで同様、科学的検証と社会的検証を組み合わせ実施することとなります。消費者が安心して商品選択を行えるよう、事業者への監視、指導をしっかりと行うことが重要と考えています。</p>
<p>業務用生鮮食品および業務用加工食品において、任意で分別生産流通管理を行った旨が表示されている原材料を使用し、更にその実施を確認、一般用加工食品を製造したが、行政の科学的検証で遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合、業務用原材料を製造した者に指示、命令、罰則等の措置が講じられるのか。</p>	<p>国(消費者庁、農林水産省等)及び都道府県等が行う立入検査等により、事業者にも不適正な表示が認められた場合の措置については、事案ごとの判断になります。一つの目安として、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」が参考になります。</p>
<p>「遺伝子組換えでない」表示をしている商品で、行政が行う科学的検証において、原材料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合、直ちに不適正な表示と判断するのではなく、生産・流通の過程を遡って分別流通の実際の取扱い等をチェックした上で、措置を決定してほしい。</p>	



主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>補足資料 8 及び 12 について遺伝子組換え農産物が「不検出」であることを確認するための方法が明確でない。公定検査法を早期に確立、公開して欲しい。適切な業務管理体制の下での自主分析結果と行政が行う科学的な検証にそごが生じないよう、公定の分析法の精度を設定してほしい。また、偶発的、限定的な検出であれば、「食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の指示及び指導並びに公表の指針」を直ちに適用せず、柔軟な対応を希望する。</p>	<p>遺伝子組換え表示の監視については、これまで同様、科学的検証と社会的検証を組み合わせることで実施することとなります。 消費者が安心して商品選択を行えるよう、事業者への監視、指導をしっかりと行うことが重要と考えています。</p>
<p>遺伝子組換え食品の表示の監視は、社会的検証と科学的検証を組み合わせることで実施されますが、制度施行前に、監視と不適正表示への措置の具体例など、事業者が適切な分別生産流通管理の仕組みを構築するのに指針となる情報の提示を要望する。</p>	<p>適切に分別生産流通管理をしている旨の表示については、現在の「遺伝子組換えでない」との表示と同じ監視がなされます。また、補足資料に、「遺伝子組換えでない」と表示できる原料の有効な担保方法を記載していますので、御参照ください。</p>
<b>施行時期</b>	
<p>公定検査法の内容を明らかにし、本制度の全体像を明確にした上で改めて意見募集を行い、それら意見等を踏まえ、消費者ニーズや事業者負担をさらに検討した後、慎重に公布日や施行日を決めてほしい。</p>	<p>食品表示基準の改正は、法令上の表示の要件を変更するものです。表示が実際に法令上の要件を満たしているかどうかを確認するための検査法とは別個のものであるため、公定検査法がないことが食品表示基準の改正の検討を妨げるものではありません。</p>
<p>33 品目対象の「組換えでない」を「分別流通管理しています」に書き換えるのみで、5 年間の猶予期間を要することは考えられない。施行を早めるべき。</p>	<p>準備期間の具体的な期間の検討に当たっては、①事業者の表示切替えに要する期間、②特に中小事業者が抱える包材在庫の消費に要する期間、③賞味期限が長い食品があること、④印刷業者の事情などを考慮しています。</p>
<p>施行時期が平成 35 年 4 月 1 日からと 4 年半先となっているが長すぎる。</p>	
<p>表示の切替えに係る準備期間は、2 年程度で十分。</p>	
<p>改正案の施行が 2023 年 4 月 1 日となっているが、4 年以上も先であり、準備期間であれば、2 年で十分。</p>	
<p>施行時期が平成 35 年というのは遅すぎであり、早期に施行すべき。</p>	
<p>事業者にとって、検査や表示切替えによる作業や負担が生じること、製品や包材の在庫があること、賞味期限の長い製品があること、消費者からの問合せの増加が見込まれることなどを踏まえ、十分な準備が可能となるよう経過措置期間について再度慎重に検討してほしい。</p>	
<p>表示改正の準備期間が長すぎる。生産はこれまでと同様であり、表示の変更のみで長くても 1 年程度でできるはず。</p>	
<p>平成 35 年 4 月以降の混在は必ず発生する。包材の無駄を減らすため、公布と同時に施行し、包材切替に関する猶予期間を設けてほしい。</p>	<p>新旧遺伝子組換え表示の並存期間を最小化するために、改正食品表示基準公布後に準備期間を設けてから、平成 35 年（2023 年）4 月 1 日に施行されます。施行までの約 4 年間で、包材の在庫消化、新たな包材への切替えのための準備期間（猶予期間）です。</p>
<p>施行期日については、表示切替えのために十分な期間を必要とすることから、少なくとも平成 35 年 4 月 1 日から施行を維持してほしい。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度に係る改正食品表示基準は、平成 35 年（2023 年）4 月 1 日に施行されます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>現状においても、「遺伝子組換えでない」の表示は5%以下～不検出と不検出の両方のものが並存しているため、並存の混乱を避けるために、施行を遅らせるのは、まったく意味がない。「遺伝子組換えでない」の表示は任意表示であることから、公布と同時に施行することは可能であり、一部の食品事業者しかこの表示に関係しないことを考えると、経過措置期間は2年程度が適切。</p>	<p>新たな遺伝子組換え表示制度では、「遺伝子組換えでない」の意味がこれまでと変わるため、新旧遺伝子組換え表示の並存期間を最小化する必要があると考えています。そのために、準備期間中に包材を切り替え、平成35年(2023年)4月1日以降は新制度に基づく表示をしなければならないこととしています。また、準備期間の具体的な期間の検討に当たっては、①事業者の表示切替えに要する期間、②特に中小事業者が抱える包材在庫の消費に要する期間、③賞味期限が長い食品があること、④印刷業者の事情などを考慮しています。</p>
<p>公定検査法が確立した段階から、分析依頼をかけるが、結果が出るまで時間を要することが予想され、結果を見て、「遺伝子組換えでない」表示とするか「分別生産流通管理済み」表示とするか、判断した上で、資材を準備することとなる。対象農作物の大豆、とうもろこしはアイテムとして缶詰も多く、資材発注単位が大きかったり、改版に時間がかかり、資材在庫の調整が短期間では難しいため、分析の公定検査法確立後、準備期間を最低5年間は確保して欲しい。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度に係る改正食品表示基準は、平成35年(2023年)4月1日に施行されます。公定検査法は現在検討中ですが、確立後は速やかに公表する予定です。補足資料に、分析以外の「遺伝子組換えでない」と表示できる原材料の有効な担保方法を記載していますので、御参照ください。</p>
<p>施行期日については、まずは公定検査法の開発を待った上で、その時点での十分な準備期間を踏まえて検討してほしい。</p>	
<b>普及・啓発</b>	
<p>国は食品表示と食品安全に関するリスクコミュニケーションをさらに推進し、遺伝子組換え表示制度に限らず、食品表示制度全般の普及啓発活動を積極的に行うことを望む。</p>	<p>今後、関係省庁とも連携し、普及・啓発活動を積極的に進めてまいります。</p>
<p>食品表示についてのリテラシーを高める取組に加え、食品安全に関するリスクコミュニケーションをさらに推進すべき。</p>	
<p>意図せざる混入率が5%以下で、分別生産流通管理を適正に行ってきた商品の任意表示については、消費者等の意見を十分に聴取した上で、適切な表示表現を提示してほしい。例えば、表示を「分別生産流通管理済み」とし、「分別生産流通管理」の言葉の意味を消費者・事業者に広く周知徹底させることを、行政自ら進めることを要望する。</p> <p>また、消費者庁において、「遺伝子組換え農産物の安全性」及び「現在の生産・流通実態を前提とした分別生産流通管理の食品製造事業者による適正な取組み」を、「関係省庁と連携した説明会」や「消費者向け資料の作成」等を主体的に行い、普及・啓発活動を積極的に進めることを要望する。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図るとともに、今後、関係省庁とも連携し、普及・啓発活動を積極的に進めてまいります。</p>
<p>「不分別」、「分別管理」の意味が、まだ消費者に十分に理解されていないのが現状であり、行政が主体となり、消費者に対して表示制度や用語の理解促進や、安全性の周知を図るなど、ていねいな消費者啓発を行ってほしい。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え表示を徹底してほしい。 遺伝子組換え農産物についての正しい知識を周知すべき。</p>	<p>遺伝子組換え表示制度について、説明の場を積極的に設け、理解促進を図ります。</p>
<p>一括表示欄に「分別生産流通管理済み」とした場合に、消費者に「遺伝子組換え原料の混入を防いだものである」と認識できるか疑問。行政自らが、表示の意味を消費者に広く周知徹底することを要望する。</p>	
<p>改正案の内容が浸透するよう普及、啓発が必要。</p>	
<p>行政として、消費者が正しく読み解くための情報を提供することに強力に努めてほしい。</p>	
<p>今回の改正案で、消費者が誤認を招かないためにも、「不検出」でない「遺伝子組換えでない」と表示できないことについては、賛成。「遺伝子組換えでない」という表示を目にすることが少なくなると思われるが、現行の表示と何も変わらないことを、消費者にしっかりと啓発する必要がある。</p>	
<p>補足資料の5で示されている表示例は、商品の表示可能面積が限られている中では長すぎる。更に短い例を示してほしい。「遺伝子組換え」に換えて「GMO」など、短い用語でも消費者が理解できるよう行政としても啓蒙活動を推進してほしい。また、「分別生産流通管理」自体も消費者の理解が十分とは考えにくく、一層の啓蒙活動を推進してほしい。</p>	
<b>トレーサビリティ</b>	
<p>農産物トレーサビリティ制度を強化し、社会的検証を進展させることを要望する。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>分別生産流通管理（IPハンドリング）制度を整備してトレーサビリティ確立につなげる努力をすべき。</p>	
<p>トレーサビリティ制度を充実させ、全ての遺伝子組換え食品を表示義務対象とすべき。</p>	
<b>表示全般</b>	
<p>食品表示全体の優先順位を考え、見やすさ等考慮したバランスの取れた表示制度とすべき。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>消費者が食品に対する自分の考えで、選択できる情報を正確に提供できるようにするのが消費者庁の仕事である。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>消費者に必要な情報はきちんと表示してほしい。</p>	
<p>食生活の改善に寄与する表示基準を分かりやすくすることは、私達消費者の選択肢を広げ、国民の健康を担保し、将来的な医療費の増大にストップをかけるためにも有効な手段である。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>加工食品の小型化が進む中、容器包装上の表示スペースは限界にある。食品表示法以外の表示規制（例えば資源有効利用促進法）等による表示との調整を行わないと、情報量が増える中で表示の視認性が低下し、消費者がアレルギー表示のような安全に係る食品表示を見落とし、事故に繋がる恐れもある。このため、容器包装上の表示を義務付ける各種法律を所管する省庁による調整の場を設け、諸外国との比較等も十分に行って、安全に関わらない表示については容器包装上の表示から外すべきか等を含め、関係省庁間で十分に調整することを要望する。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>毎年の食品表示制度の大きな見直しは、食品製造事業者にとって、容器包装表示の変更のための包材切り替え、原料調達状況等根拠資料の把握整理、表示関係のデータベースやシステムの見直し等、多大な時間とコストを要している。このため、食品表示制度の大きな見直しについては、十分な期間をとって一括して行うなど、食品製造事業者が効率的に表示の見直しを行え、包材の廃棄等事業コストの軽減が図られるような取組みを要望する。</p>	
<p><b>その他</b></p>	
<p>「遺伝子組換えでない」の基準が厳しくなったことにより、事業者の検査コストの増大や、事業者が不分別農作物を避け、非遺伝子組換え農作物の原料調達に集中する可能性が予測され、結果として原料価格の高騰、ひいては商品価格の高騰につながる事が懸念される。</p>	<p>新たな表示制度の施行後は、事業者による取組状況、消費者の購買行動、関係者の新たな制度に対する評価など表示制度の運用実態に関するモニタリング調査を適宜行い、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。</p>
<p>そもそも遺伝子組換え農産物を廃止すべき。混入されている食品は買いたくないので遺伝子組換え食品の表示義務は絶対。</p>	<p>国内で流通が認められた遺伝子組換え農産物であっても、避けたいと思う消費者がいることは承知しています。遺伝子組換え表示制度は、このようなニーズも踏まえ、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資するよう設けられた制度です。遺伝子組換え農産物を使用している場合及び遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別なく使用している場合に、その旨を表示することを義務付けています。</p>
<p>遺伝子組換え食品に反対。</p>	
<p>遺伝子組換え農作物や食品に関して一言で言うと絶対食べたくない。給食や離乳食、粉ミルクまでもが遺伝子組換え農産物を使用していることに関して憤りを感じる。</p>	
<p>遺伝子組換え食品は、次世代の身体に影響がある懸念があるので日本から排除してほしい。</p>	<p>今後の課題とさせていただきます。</p>
<p>国民の健康を守るため、遺伝子組換え農産物の使用を禁止すべき。</p>	
<p>アメリカのように任意団体がシールなどを使って遺伝子組換えでない食品かどうか簡単に分かるようにしてほしい。</p>	
<p>全ての食品に遺伝子組換え農産物を使っているか、使っていないか、また、5%未満の混入は努力マークを作るなど対策してほしい。</p>	
<p>食品パッケージに全ての表示を行うことが難しい場合は、インターネット上で消費者がいつでも見られるようにしてほしい。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
食品表示基準別表 17 に掲げる食品以外にも、「遺伝子組換えでない」表示を認めてほしい。	食品表示基準別表第 17 は、義務表示の対象を定めたものです。ここに掲げられた食品以外にも、流通が認められている農産物を原材料とするものであれば、「遺伝子組換えでない」との任意表示は可能です。
原料原産地表示制度のときのようなマニュアルを作してほしい。	具体的な表示例等は Q & A で示す予定です。
日本で遺伝子組換えの米が販売されていると噂で聞いた。こういう商品に関しても遺伝子組換えではない商品と違いが分かるよう、必ず『遺伝子組換え』という表示をしてほしい。	国内で遺伝子組換え食品を流通させるためには、厚生労働省の安全性審査を経る必要があります。安全性審査を経たものは公表されています。流通が認められている農産物が属する作目以外の作目に対し遺伝子組換えに関する表示をすることは、市場に当該作目に遺伝子組換えのものが流通しているとの誤認を与えることから禁止しています(食品表示基準第 9 条、第 23 条)。
遺伝子組換え表示の義務対象の農産物を増やしてほしい。	
有機農産物・有機畜産物・有機加工食品の日本農林規格との整合性を確認したい。外国産有機大豆を使用した「有機納豆」について、ロット毎に行っている原料有機大豆の検査で初めて遺伝子組換え大豆の微量混入(5%未満)が認められた場合、有機の格付けが 1 ロットの微量混入(5%未満)によって取消しとなる可能性はあるか。	有機食品には、遺伝子組換え農産物の混入は認められていないと承知しています。
今回の表示基準と同じ表示になる場合があれば、表示義務対象外を作らず原材料の段階から証明書や検査を同一条件にしてほしい。事業者が表示義務対象食品に何らかの事故等の混入で、公定検査で不適正表示として表示違反となる可能性がある場合のリスクを考えると「遺伝子組換えでない」との表示ができず、「遺伝子組換えの混入を防ぐため分別管理された〇〇を使用しています」という任意表示にせざるを得ない。しかし、表示義務対象外の加工食品(油やしょうゆ等)は、任意表示で「遺伝子組換えでない」とする場合は公定検査を課せられないので、分別生産流通管理の証明書を保有し、表示根拠となる資料を有することで表示することができる。これでは、同じ条件の原材料を使用している場合であっても、表示義務対象外食品の方が、遺伝子組換え農産物の原材料の混入率が低いものと誤認させる。	義務対象外の食品についても、原材料を入手できる場合は、原材料の科学的検証を行います。加工食品の形で輸入しているものに「遺伝子組換えでない」との表示をする場合は、その対象原材料に遺伝子組換えの混入がないことを合理的に説明できなければなりません。
訪日外国人が多い現在、遺伝子組換えの日本語表示だけでは分からないので英語表記も必須にすべき。	御意見として承ります。
ゲノム編集食品についても遺伝子組換え食品に準じた表示制度を導入すべき。	
ゲノム編集には反対。	
遺伝子組換えされたもの、ゲノム編集されたものは必ず表示してほしい。	

意見総数 773 件(うち、取り上げた意見 686 件、取り上げなかった意見 87 件)